

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：産業部商工課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-135	地方自治法施行規則	第 1 2 条の 2 の 1 2	シルバー人材センターに準ずる者の認定
審査基準の内容 ○役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱 第 2 条 高年齢者就業機会提供団体としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えなければならない。 (1) 法人格を有する団体であって、市内に主たる事務所を有していること。 (2) 石巻市の競争入札参加資格承認簿（役務提供）に登録されていること。 (3) 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高年齢者の就業機会の確保及び組織的提供に資することを目的とするものであることが明記されているとともに、高年齢者の就業機会を確保し、組織的に提供していること。 (4) 申請日の前月の初日現在において、市内の事業所で業務に従事している者のうち、市内に居住している者の割合が 80%以上であり、かつ、年齢が 60 歳以上の者の割合が 50%以上又は 55 歳以上の者の割合が 75%以上であること。 (5) 営利、非営利を問わず、適切な業務遂行処理能力を有していること。 (6) 申請日において 1 年以上の事業実績を有すること。 (7) 法第 9 条に規定する高年齢者雇用確保措置を講じていること。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の対象としない。 (1) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者 (2) 認定を申請する日までに納期の到来した国税、都道府県税、市町村税、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金）又は労働保険料（雇用保険料及び労災保険料）を滞納している者 (3) 契約を締結する能力を有しない者 (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者 (5) 申請日時点において、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成 17 年石巻市告示第 180 号）に規定する指名停止又は指名回避を受けている者 (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成 20 年石巻市告示第 268 号）別表に掲げる措置要件に該当する者 第 3 条 認定申請の受付期間は、石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請における競争入札参加資格承認書の交付後とし、その期間は市長が別に定める。			
設定年月日	平成 2 9 年 3 月 1 3 日	最終更新日	

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：産業部商工課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-136	東日本大震災復興特別区域法 施行規則	第 9 条 第 1 2 条 第 1 5 条	事業者の認定 (石巻まちなか再生特区)
審査基準の内容 ○復興推進計画（認定番号：宮城第 4 号） 4. 復興産業集積区域の区域 中央一丁目・二丁目・三丁目、中瀬、立町一丁目・二丁目、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目（一部）、住吉町一丁目（一部） 5. 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 （1）法第 2 条第 3 項第 2 号のイの復興推進事業（※東日本大震災復興特別区域法） ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成 (a) 医歯薬・福祉・介護業 (b) 商業（小売業、卸売業、サービス業） (c) I C T 関連産業 (d) 観光関連産業（飲食店、宿泊業等） (e) 新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業			
設定年月日	平成 24 年 3 月 23 日	最終更新日	平成 26 年 2 月 28 日

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：産業部商工課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-137	東日本大震災復興特別区域法 施行規則	第 9 条 第 1 2 条 第 1 5 条	事業者の認定（愛ランド特区）
審査基準の内容 ○復興推進計画（認定番号：宮城第 1 9 号） 4 . 復興産業集積区域の区域 牡鹿半島一帯の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する、観光関連産業や生活関連産業のほか、地域特性を活用した再生可能エネルギー関連産業等の集積及び振興を図る区域として、別添雇用等被害地域及び復興産業集積区域図及び復興産業集積区域の地番一覧及び復興産業集積区域別・産業別の整理表【資料 1－1、1－2、1－3、1－4】に記載する区域。 5 . 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 （1）法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業（※東日本大震災復興特別区域法） ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成 (a) 商業関連業種（小売業、サービス業等） (b) ツーリズム関連業種（宿泊業、飲食店等） (c) 歴史・伝統を生かした観光資源の再生と関連業種（運輸業、宿泊業、飲食業等） (d) 地域固有の天然資源を生かした硯・石工品関連産業の集積 (e) 自然景観を生かした観光関連業種（宿泊業、飲食業等） (f) 循環型社会形成に資する関連業種（電気業等）			
設定年月日	平成 24 年 7 月 27 日	最終更新日	平成 24 年 9 月 28 日

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：産業部商工課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-138	中小企業等経営強化法	第 5 2 条	先端設備等導入計画の認定
審査基準の内容 ○導入促進基本計画 1 先端設備等の導入の促進の目標 （3）労働生産性に関する目標 先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上すること。 2 先端設備等の種類 前述のとおり、石巻市の産業は第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業ともに、いずれの産業も本市経済を持続的に維持、発展させていくことに欠かせないものとなっており、早期の復興、新たな産業の振興に向け、事業者の生産性向上の取組を促していく必要がある。 したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項 （1）対象地域 市街地エリアには、小売業や飲食店等の商業施設や医療業など市民の生活を支える多様な都市機能が集積しており、国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」の背後地には、紙製造業及び関連する化学工業、鉄鋼業、機械器具製造業、道路貨物運送業等が集積しているほか、木材・木製品製造業、飼料・有機質肥料製造業等も集積している。 また、特定第三種漁港「石巻漁港」の背後地には、水産食料品製造業及び関連する機械器具製造業、道路貨物運送業等が集積している。 河北エリアでは、農業や漁業が盛んであるほか、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業等の事業者が立地している。 雄勝エリアでは、漁業が盛んであるほか、石工品製造業などの伝統産業の関連業種が立地している。 北上エリアでは、農業や漁業が盛んであるほか、近年では大規模園芸施設が立地して			

いる。

牡鹿エリアでは、漁業が盛んであるほか、風光明媚な風景に加えサイクルツーリズムや総合芸術祭が開催されていることなどに伴い、宿泊業や水運業などの観光関連業種が立地している。

河南・桃生エリアでは、農業が盛んであるほか、電子部品・デバイス・電子回路製造業等が立地しているほか、東日本大震災を契機として、沿岸部に立地していた食料品製造業の移転、新築などが進んでいる。

このように、各エリアの特性に応じた産業集積や立地が見受けられるだけでなく、第一次産業から第三次産業までがバランスよく市内全域に発展してきた都市であり、生産性向上を実現する観点から全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

第一次産業から第三次産業、いずれの産業も本市経済を持続的に維持、発展させていくことに欠かせないものとなっており、早期の復興、新たな産業の振興に向け、事業者の生産性向上の取組を促していく必要があるため、全ての業種を対象とする。

また、新規設備の導入による業務の効率化や作業精度の向上、ロボット・ICTの活用等による業務負担の軽減、経営情報の一元管理による業務効率化やサービス向上などは全業種に共通するものであり、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から5年とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

設定年月日	平成30年6月15日	最終更新日	令和3年12月3日
-------	------------	-------	-----------

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：産業部商工課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-139	中小企業等経営強化法	第 5 3 条 第 1 項	先端設備等導入計画の変更の認定
審査基準の内容 ○導入促進基本計画 1 先端設備等の導入の促進の目標 （3）労働生産性に関する目標 先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上すること。 2 先端設備等の種類 前述のとおり、石巻市の産業は第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業ともに、いずれの産業も本市経済を持続的に維持、発展させていくことに欠かせないものとなっており、早期の復興、新たな産業の振興に向け、事業者の生産性向上の取組を促していく必要がある。 したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項 （1）対象地域 市街地エリアには、小売業や飲食店等の商業施設や医療業など市民の生活を支える多様な都市機能が集積しており、国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」の背後地には、紙製造業及び関連する化学工業、鉄鋼業、機械器具製造業、道路貨物運送業等が集積しているほか、木材・木製品製造業、飼料・有機質肥料製造業等も集積している。 また、特定第三種漁港「石巻漁港」の背後地には、水産食料品製造業及び関連する機械器具製造業、道路貨物運送業等が集積している。 河北エリアでは、農業や漁業が盛んであるほか、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業等の事業者が立地している。 雄勝エリアでは、漁業が盛んであるほか、石工品製造業などの伝統産業の関連業種が立地している。 北上エリアでは、農業や漁業が盛んであるほか、近年では大規模園芸施設が立地して			

いる。

牡鹿エリアでは、漁業が盛んであるほか、風光明媚な風景に加えサイクルツーリズムや総合芸術祭が開催されていることなどに伴い、宿泊業や水運業などの観光関連業種が立地している。

河南・桃生エリアでは、農業が盛んであるほか、電子部品・デバイス・電子回路製造業等が立地しているほか、東日本大震災を契機として、沿岸部に立地していた食料品製造業の移転、新築などが進んでいる。

このように、各エリアの特性に応じた産業集積や立地が見受けられるだけでなく、第一次産業から第三次産業までがバランスよく市内全域に発展してきた都市であり、生産性向上を実現する観点から全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

第一次産業から第三次産業、いずれの産業も本市経済を持続的に維持、発展させていくことに欠かせないものとなっており、早期の復興、新たな産業の振興に向け、事業者の生産性向上の取組を促していく必要があるため、全ての業種を対象とする。

また、新規設備の導入による業務の効率化や作業精度の向上、ロボット・ＩＣＴの活用等による業務負担の軽減、経営情報の一元管理による業務効率化やサービス向上などは全業種に共通するものであり、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から５年とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

設定年月日	平成 30 年 6 月 15 日	最終更新日	令和 3 年 12 月 3 日
-------	------------------	-------	-----------------

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：産業部ニホンジカ対策室

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-175	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	9-1	鳥獣の捕獲等の許可
審査基準の内容 【石巻市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領】 第 1 方針 農林水産物や人畜等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を目的とする有害鳥獣捕獲許可の申請及び許可証交付の手続並びに捕獲の実施については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）第 9 条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 8 号。以下「省令」という。）等の規程及びこの要領に基づき行うものとする。 第 2 許可に関する事項 (1) 許可基準 鳥獣による農林水産物被害、生活環境若しくは自然環境（生態系）の悪化（以下「被害等」という。）又はそのおそれのある場合の加害鳥獣の捕獲許可は、原則として、被害対策防除措置を講じてもおお被害等が防ぎきれない場合に、認められるものであること。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。			
設定年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日	最終更新日	令和 5 年 3 月 3 0 日